

○地方独立行政法人神戸市民病院機構 職員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神戸市民病院機構就業規則（以下「就業規則」という。）第72条の規定に基づき、職員の退職手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第2条 職員が退職し、解雇されたときは、その者に対して退職手当を支給する。この場合において、その退職が職員の死亡によるものであるときは、その者の遺族に対して退職手当を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、退職手当は支給しない。

- (1) 退職の日の翌日に地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（常勤である者に限る。以下「役員」という。）に就任した場合。
- (2) 地方公共団体から派遣された者が復帰するため退職をする場合
- (3) 国又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）並びに民法（明治29年法律第89号）その他法律の規定により設立される法人（以下「他法人」という。）の役職員であって、その身分を有したまま出向してきた者が復職するために退職する場合
- (4) 職員が、国、地方公共団体及び他法人（以下「他法人等」という。）の職員となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他法人等の退職手当に関する規程により、その者の当該他法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められている場合

(職員)

第3条 この規程で「職員」とは、本法人に勤務する者で常時勤務に服することを要するものをいう。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 この規程で「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 この規程による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号および第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 この規程による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合にあつては、そのうちの1人を総代者としてこれに支給する。

(遺族からの排除)

第5条 次に掲げる者は、この規程による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(給料月額)

第6条 この規程で「給料月額」とは、職員の退職又は死亡の日における給料の月額をいう。

- 2 給料月額には、退職又は死亡の当日増額されたものを含むものとする。
- 3 給料月額は、職員が退職又は死亡の日において休職、出勤停止、減給、その他の事由により給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき給料月額とする。

(一般の退職手当)

第7条 退職したものに対する退職手当の額は、第9条及び第10条の規定により計算した退職手当の基本額に、第11条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員（地方独立行政法人神戸市民病院機構任期付正規職員就業規則に定める職員（ただし研修医は除く）を含む。）としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職又は死亡の日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第13条の2第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうち次の各号に掲げる期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月」という。）が1以上あったときは、当該各号に掲げる月数を前3項により計算した在職期間から除算する。

(1) 就業規則第18条第1号及び第3号に規定する休職、第49条第1項に規定する育児休業（以下この項において「育児休業」という。）、第49条第2項に規定する育児短時間勤務（以下この項において「育児短時間勤務」という。）、第54条第1項第3号に規定する出勤停止その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月 それらの期間のある月の月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）及び育児短時間勤務をした期間については、それらの期間のある月数の3分の1に相当する月数）

(2) 就業規則第18条第2号に規定する休職その他これに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月 それらの期間のある月の月数の2分の1以上2分の2以下に相当する月数

(3) 就業規則第50条第1項の規定に基づいて承認を受けた自己啓発等休業（以下この項において「自己啓発等休業」という。）により現実に職務をとることを要しない期間その他これに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月 それらの期間のある月の月数（当該自己啓発等休業の内容が業務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の理事長が定める要件に該当する場合については、それらの期間のある月の月数の2分の1に相当する月数）

(4) 就業規則第50条第2項の規定に基づいて承認を受けた配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間その他これに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月 それらの期間のある月の月数

5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、同項及び第2項の規定にかかわらず、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する国家公務員若しくは地方公務員又はこれらに準ずるもの（以下この項において「公務員等」という。）であって次に定めるものが、機構の改廃、施設の移譲その他の事由によって引き続いて職員となったときにおけるその者の公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、当該引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。

(1) 職員のうち理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ第20条第2項の規定により退職手当を支給されなくて、引き続いて本項に規定する国家公務員若しくは地方公務員、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員又は職員（常時勤務することを要しない者を除く。以下この項において「役職員」という。）又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第2条に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の役職員となるため退職し、かつ、当該要請に応じ、本項に規定する国家公務員若しくは地方公務員、一般地方独立行政法人又は独立行政法人の役職員として在職したもの

(2) 次のいずれかに該当する者であって、地方独立行政法人神戸市民病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第5条第1号に規定する給料表(1)及び給料表(4)の適用を受ける職員の占める職に相当する職を占め、かつ、専門的な知識又は技術を有するもので理事長が特に必要があると認めるもの

① 本項に規定する国家公務員若しくは職員以外の地方公務員であるもの。ただし、給料表(1)及び給料

表(4)の適用を受ける職員が引き続き当該国家公務員若しくは地方公務員となる場合に、その者が属する国又は他の地方公共団体の退職手当に関する規定により、その者の職員としての在職期間が当該国家公務員若しくは地方公務員としての在職期間に通算されることと定められている場合に限る。

② 一般地方独立行政法人又は独立行政法人で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この号において同じ。）に関する規程又は退職手当の支給の基準において、職員が理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、第20条第2項の規定により退職手当を支給されず、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は独立行政法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算することを定めているものを使用されていた者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。）ただし、当該一般地方独立行政法人又は独立行政法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職した者に限る。

③ 一般地方独立行政法人又は独立行政法人で、退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準において、職員が理事長又はその委任を受けた者の要請を受けず、第20条第2項の規定により退職手当を支給されず、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は独立行政法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算することを定めているものを使用されていた者（役員、常時勤務に服することを要しない者及び前号又は②に掲げるものを除く。）

6 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、一般財団法人神戸市地域医療振興財団職員から引き続き職員となった者（以下「地域医療振興財団引継職員」という。）の平成29年3月31日における一般財団法人神戸市地域医療振興財団退職手当規程第4条第1項及び第2項による在職期間を含むものとする。

7 前2項の場合において、その者が職員となった時に、既に退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の算定の基礎となった在職期間及びその前に引き続く期間は、同項の規定にかかわらず、そのものの第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

8 前各項の規定により計算した在職期間において、3箇月未満の在職期間又は端数はこれを切り捨て、3箇月以上9箇月未満は6箇月とし、9箇月以上はこれを1年に切り上げる。

（普通退職等の場合の退職手当の基本額）

第9条 次条の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 10年を超え15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 15年を超え20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 20年を超え25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 25年を超え30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 30年を超える期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者に対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間10年を超え15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間15年を超え20年未満の者 100分の90

3 第1項の規定により計算した退職手当の基本額が、給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第10条 事業活動の縮小により剰員が生じ、又はその他業務上やむを得ない都合により退職した者、定年に達したことにより退職した者その他これらに準ずる事由により退職した者であつて理事長が別に定めるもの、死亡した者であつてこれに準ずるものとして理事長が定めるもの及び業務上の傷病若しくは通勤に

よる傷病によりその職に堪えずして退職し、又は業務上死亡し、若しくは通勤により死亡した者であって理事長が別に定めるものに対する退職手当の基本額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - (2) 10年を超え15年以下の期間については、1年につき100分の165
 - (3) 15年を超え20年以下の期間については、1年につき100分の205
 - (4) 20年を超え25年以下の期間については、1年につき100分の190
 - (5) 25年を超え30年以下の期間については、1年につき100分の185
 - (6) 30年を超え32年以下の期間については、1年につき100分の110
 - (7) 32年を超える期間については、1年につき100分の100
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者のうち勤続期間が10年以下であるものの同項の規定の適用については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の100」とし、勤続期間が10年を超え25年未満であるものの同項の規定の適用については、同項中「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同項中「100分の165」とあるのは「100分の137.5」と、同項中「100分の205」とあるのは「100分の200」とし、同項中「100分の190」とあるのは「100分の200」とし、勤続期間が25年以上のものの同項の規定の適用については、同項中「100分の205」とあるのは「100分の165」と、同項中「100分の190」とあるのは「100分の165」と、同項中「100分の185」とあるのは「100分の180」と、同項中「30年を超え32年以下の期間」とあるのは「30年を超え35年以下の期間」と、同項中「100分の110」とあるのは「100分の180」と、同項中「32年を超える期間」とあるのは「35年を超える期間」と、同項中「100分の100」とあるのは「100分の105」とする。
- 3 前2項の規定は、傷病（業務上の傷病又は通勤による傷病を除く。）を事由とする休職期間の満了により退職した者又は死亡した者（業務上死亡した者及び通勤により死亡した者を除く。）であって理事長が別に定めるものに対する退職手当の基本額の計算について準用する。
- 4 第1項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の基本額が、給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、第1項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

（退職手当の調整額）

第11条 退職し、又は死亡した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職月等のうち理事長が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 95,400円
- (2) 第2号区分 78,750円
- (3) 第3号区分 70,400円
- (4) 第4号区分 65,000円
- (5) 第5号区分 59,550円
- (6) 第6号区分 54,150円
- (7) 第7号区分 43,550円
- (8) 第8号区分 32,500円
- (9) 第9号区分 27,100円
- (10) 第10号区分 0

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規程により、この規程による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）又は死亡の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程による退職手当の支給を受けたこと又は第8条第5項各号に規定する在職期間に対する退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことが

ある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び同条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第13条の2第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当（第7条及び第12条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）及び第19条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第20条の規定に該当する者となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 前号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が別に定める在職期間
- (3) 就業規則第15条に規定する転籍出向をしていた期間

3 退職した者の基礎在職期間（前項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）に前項第2号に掲げる期間が含まれる場合における第1項の規定の適用については、その者は、理事長が別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

4 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が別に定める。

5 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 第9条第1項に規定する者で次に掲げるもの 次に定める額
 - ① 勤続期間が10年未満のもの 0
 - ② 勤続期間が10年以上25年未満のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 前条第1項又は第3項に規定する者で勤続期間が5年未満のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

6 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（一般の退職手当等の額に係る特例）

第12条 第10条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職又は死亡の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、第7条、第10条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給与規程に規定する給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額又はこれらに相当する給与の月額をいう。

（退職手当の支給制限等に関する通則）

第13条 本条から第18条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒解雇等処分 就業規則第54条の規定による懲戒解雇の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
- (2) 退職手当管理機関 就業規則その他の規程により職員の退職（この規程その他の規程により、この規程による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第18条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒解雇等処分を行う権限を有していた機関をいう。ただし、当該機関が当該職員の退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒解雇等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒解雇等処分及び本条から第18条までの規定に基づく処分の性質を考慮して理事長が定める機関）をいう。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第 13 条の 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する市民の信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒解雇等処分を受けて退職をした者

(2) 就業規則第 6 条の規定（第 1 号に該当する場合を除く。）により職員となれず退職をした者又はこれに準ずる者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を市公報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。（退職手当の支払の差止め）

第 13 条の 3 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業務に対する市民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第 2 号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件

につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

5 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

6 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条の2第1項の規定により勘案するものとされている事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第13条の2第1項の規定により勘案するものとされている事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第2号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 前項の規定による意見の聴取に関し必要な事項は、理事長が定める。

5 第13条の2第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第13条の2第1項の規定により勘案するものとされている事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき

- 2 第1項第2号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 前項の規定による意見の聴取に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 5 第13条の2第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第16条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第13条の2第1項の規定により勘案するものとされている事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第13条の2第2項並びに前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 前項の規定により準用する意見の聴取に関し必要な事項は、理事長が定める。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第4項又は前条第3項の規定により理事長の定めによる通知を受けた場合において、第13条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第15条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の

日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第14条第1項の規定により勘案するものとされている事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各項の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとはならない。
- 6 第13条の2第2項並びに第15条第2項及び第4項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。

(処分の手続)

第18条 退職手当管理機関は、第14条第1項第2号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項から第4項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、別に定める手続による。

(特別の退職手当)

第19条 退職した職員が一般の退職手当等の支給を受けなかったとき又は支給を受けた一般の退職手当等の額が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定によりその職員に支給すべき給与の額に満たないときは、一般の退職手当等のほか、これらの給与に相当する額又はその差額に相当する額を退職手当として支給する。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第20条 職員が退職した場合（第13条の2第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この規程による退職手当は支給しない。

- 2 職員が引き続いて公務員等（国家公務員、地方公務員及び、その他理事長が定める者をいう。以下この項において同じ。）となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、その者の公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

(退職手当の支払)

第21条 一般の退職手当等は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する一般の退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 退職手当は、受給者の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(雑則)

第22条 この規程に定めるほか、職員の退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

第2条 第9条第3項及び第10条第4項の規定にかかわらず、当分の間、退職手当の基本額は第9条第1項及び第2項並びに第10条第1項及び第2項の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とし、その額が給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときの退職手当の基本額はその乗じて得た額とする。

第3条 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により神戸市職員から職員となった者及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条の規定に基づき法人に職員派遣され、当該派遣期間満了後、神戸市を退職し、引き続き法人職員となった者の退職手当については、本規程にかかわらず、神戸市職員退職手当金条例の例による。

第4条 施行日の前日において神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第8号）第3条第1項第4号

アに規定する医療職給料表(1)の適用を受けていた職員であって、施行日以降第5条第1号に規定する給料表(1)の適用を受ける者の給料月額が、施行日の前日において受けていた給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の適用を受けたことがあるときは、この規程による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第12条第2項に規定する基本給月額に含まれる給料及び扶養退職手当並びにこれらに対する地域退職手当の月額合計額又はこれらに相当する給与の月額については、この限りでない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の地方独立行政法人神戸市民病院機構職員退職手当規程は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)以後に退職し、又は死亡した者の退職手当について適用し、施行日前に退職し、又は死亡した者の退職手当については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成26年3月31日までの間に退職し、又は死亡した者に対する改正後の地方独立行政法人神戸市民病院機構職員退職手当規程(以下「新規程」という。)附則第2条の規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは「100分の98」と、「49.59」とあるのは「55.86」とし、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に退職し、又は死亡した者に対する新規程附則第2条の規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは「100分の92」と、「49.59」とあるのは「52.44」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(退職手当に関する経過措置)
- 2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者が平成27年4月1日(以下「切替日」という。)以後に退職することにより改正後の地方独立行政法人神戸市民病院機構職員退職手当規程(以下「平成27年改正退職手当規程」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間、同日における給料月額及び同日における改正前の地方独立行政法人神戸市民病院機構職員退職手当規程(以下「平成26年改正前退職手当規程」という。)第11条第1項に規定するその者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた同項各号に掲げる職員の区分を基礎として、地方独立行政法人神戸市民病院機構職員退職手当規程(平成25年4月1日)附則第3項の規定の適用がないものとし

た場合の平成 26 年改正前退職手当規程第 7 条、第 9 条から第 12 条まで及び附則第 2 項の規定により計算した額が、平成 27 年改正退職手当規程第 7 条、第 9 条から第 12 条まで及び附則第 2 項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、平成 30 年 3 月 31 日までの間、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 3 職員のうち平成 27 年改正退職手当規程第 8 条第 5 項の規定により平成 27 年改正退職手当規程第 11 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する在職期間が平成 27 年改正退職手当規程第 8 条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、切替日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当に関する前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは、「給料月額に相当する額として理事長が定める額」とする。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
(地域医療振興財団引継職員に係る退職手当)
- 2 地域医療振興財団引継職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者の退職手当については、本規程にかかわらず、神戸市職員退職手当金条例の例による。
 - (1) 給与規程第 5 条第 1 号に規定する給料表 (1) の適用を受ける者のうち、平成 21 年 3 月 31 日以前より在職する者
 - (2) 給与規程第 5 条第 6 号に規定する給料表 (6) の適用を受ける者

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。